

三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表

現行	改正案																		
<p>第1条～第24条 省略 付 則 第1条～第2条の4 省略 (他の法律による給付との調整)</p> <p>第3条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の中欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第17条の2を除く。)による当該年金たる補償の額に、当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率(当該年金たる給付の数が2である場合にあっては、それぞれの当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率(合計して得た率から1を控除して得た率))を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による当該年金たる補償の額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される当該年金たる給付の額(当該年金たる給付の数が2である場合にあっては、それらの合計額)を控除して得た額を下回る場合には、当該控除して得た額)とし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="188 812 1104 1209"> <tr> <td data-bbox="188 812 394 1136">傷病補償年金</td> <td data-bbox="394 812 920 1136">厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下この表において「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下この条において「障害厚生年金等」という。)</td> <td data-bbox="920 812 1104 1136"><u>0.86</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="188 1136 1104 1169">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="188 1169 1104 1209">省略</td> </tr> </table>	傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下この表において「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下この条において「障害厚生年金等」という。)	<u>0.86</u>	省略			省略			<p>第1条～第24条 省略 付 則 第1条～第2条の4 省略 (他の法律による給付との調整)</p> <p>第3条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の中欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第17条の2を除く。)による当該年金たる補償の額に、当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率(当該年金たる給付の数が2である場合にあっては、それぞれの当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率(合計して得た率から1を控除して得た率))を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による当該年金たる補償の額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される当該年金たる給付の額(当該年金たる給付の数が2である場合にあっては、それらの合計額)を控除して得た額を下回る場合には、当該控除して得た額)とし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 812 2067 1209"> <tr> <td data-bbox="1160 812 1364 1136">傷病補償年金</td> <td data-bbox="1364 812 1890 1136">厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下この表において「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下この条において「障害厚生年金等」という。)</td> <td data-bbox="1890 812 2067 1136"><u>0.88</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1160 1136 2067 1169">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1160 1169 2067 1209">省略</td> </tr> </table>	傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下この表において「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下この条において「障害厚生年金等」という。)	<u>0.88</u>	省略			省略		
傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下この表において「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下この条において「障害厚生年金等」という。)	<u>0.86</u>																	
省略																			
省略																			
傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下この表において「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下この条において「障害厚生年金等」という。)	<u>0.88</u>																	
省略																			
省略																			
<p>2 省略</p> <p>3 休業補償の金額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の金額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる給付に応ずる同表の左欄に掲げる率(当該年金たる給付の数が2である場合にあっては、それぞれの当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を合計して</p>	<p>2 省略</p> <p>3 休業補償の金額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の金額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる給付に応ずる同表の左欄に掲げる率(当該年金たる給付の数が2である場合にあっては、それぞれの当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を合計して</p>																		

得た率から 1 を控除して得た率)を乗じて得た金額(その金額がこの条例の規定による休業補償の金額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額(当該年金たる給付の数が 2 である場合にあつては、それらの合計額)を 365 で除して得た額を控除して得た金額を下回る場合には、当該控除して得た金額)とする。

障害厚生年金等	0.86
省略	

以下省略

得た率から 1 を控除して得た率)を乗じて得た金額(その金額がこの条例の規定による休業補償の金額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額(当該年金たる給付の数が 2 である場合にあつては、それらの合計額)を 365 で除して得た額を控除して得た金額を下回る場合には、当該控除して得た金額)とする。

障害厚生年金等	0.88
省略	

以下省略